

安全保障輸出管理に係る対応について

独立行政法人海洋研究開発機構
経営企画室国際課

1. 背景

大量破壊兵器等に関連する貨物及び技術の輸出管理について、政府より大学等研究機関に対して管理徹底を求める通達や技術管理のガイドラインが出されています。研究機関においても、輸出管理を厳格に運用することが必要です。輸出管理については外為法において、「規制されている貨物又は技術（以下、貨物等）を輸出又は提供（以下、輸出等）しようとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならない。（法第 48 条及び第 25 条）」と定められています。

2. 海洋研究開発機構における輸出管理

機構では、平成 19 年 2 月に安全保障輸出管理規程を経済産業省届け出て、現在の輸出管理体制を整備しました。輸出管理では、以下の 4 点を確認しています。

- ① 貨物等のリスト規制の該非（メーカー等より判定書を入手して該非を確認）
- ② 輸出等の仕向け地（貨物等との組合せで許可の要否を決定）
- ③ 貨物等の用途（軍事用途や大量破壊兵器開発に使用される懸念の有無を確認）
- ④ 輸出等の相手先（外国ユーザーリスト等の懸念リスト掲載の有無を確認）

3. 公募研究に係る輸出管理

公募研究において応募者が輸出する機器類が規制に該当する場合には、輸出者である応募者の責任の下で輸出許可を取得し輸出等を行っていただきます。

輸出管理で確認を行うポイントは、上記 2 の機構における輸出管理と同様です。上記 2 の①、②は、「各船共通乗船の手引き」の中で、搭載する機器類について外為法上の必要な手続きをお願いしているとおりで変更はありません。領海外で設置、係留を行うことにより輸出する機器等についても、輸出管理の観点から十分に注意を払ってくださいようお願いします。

公募研究等における貨物等の該非の確認や、輸出許可の取得についても、国際課から支援を行っています。経済産業省から個別の輸出許可を得るには、作業を始めてから少なくとも 1 ヶ月半は時間がかかります。輸出等を行う機器類がある場合には、できるだけ早い時期にご相談ください。（国際課 松ヶ浦：電話 046-867-9227）